

広島県教育委員会訓令第6号

本 庁
地 方 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関
県 立 学 校

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程（昭和四十一年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
備考 (略)	(略)	本庁		機関 (略)	(略)	本庁		機関 (略)	(略)
		その他の職にある者		非常勤の者以外 の者		非常勤の者	その他の職にある者		
	(略)	非常勤の者	(略)		(略)		臨時任用及び非常勤の者	(略)	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。